

愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金 募集要項

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】・【通常枠】補助金（以下「県補助金」という。）の金額が確定した町内事業者に対し、町が上乘せして補助金の交付を行い、「売上確保のために実施する販路開拓等の取組」および「新型コロナウイルス感染症収束後も見据えた新たな取組」を支援します。

	【緊急枠】	【通常枠】
申請期間	令和３年１０月２０日（水）から 令和４年 ３月１５日（火）まで	令和３年１０月２０日（水）から 令和４年 ３月１５日（火）まで
補助対象者	県補助金の金額が確定した事業者で、次の①および②を満たしていること ①町内に事業所または事務所を有していること ②町税に滞納がないこと	
補助対象経費	県補助金の金額の確定において補助対象となっている経費 （県補助金の補助対象経費は、県の募集要領（滋賀県のホームページ）にてご確認ください。）	
補助金額	県補助金の金額の確定による事業者負担分で、１０万円を上限とします。 （※千円未満の端数切捨て）	
提出書類	●愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書（様式第１号） 〔添付書類〕 ①県補助金の金額の確定通知書（写） ②県に提出された実績報告書類一式（写） ・新型コロナウイルス感染症対策経営力強化支援事業【緊急枠】・【通常枠】補助金実績報告書 ・事業実施報告書 ・補助対象経費支出明細書 ・その他事業実績を説明する資料等 ・領収書等（領収書がない場合は振込や送金がかかる書類の写し可） ③直近の町税の完納証明（写し可） ※愛知川庁舎税務課または秦荘庁舎サービス室にて取得ください。 ※愛荘町事業継続支援金で提出済みの方は除く。 ④町内の事業所または事務所の所在が確認できる資料（写） （法人の登記事項証明書、事業所の開業届、公共料金の領収書（事業所名を確認できるもの）、事業所の所在が明記されたパンフレットやチラシ、ホームページのコピー等） ⑤通帳の写し（表紙を１枚めくった見開きページ）	
申請方法	郵送または持参（申請書を町のホームページからダウンロードして印刷し、必要事項を記入のうえ、提出してください。）	
申請先 問い合わせ先	愛荘町商工観光課 〒５２９－１２３４ 愛知郡愛荘町安孫子８２５番地（電話番号０７４９－３７－８０５７）	
その他	補助対象経費に対して、県補助金以外の補助金等を受給する場合、この補助金に申請できません。	

■補助金申請から支払までの流れ

滋賀県

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策経営力
強化支援事業【緊急枠】・【通常枠】補助金

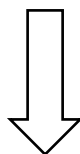
詳細については、募集要領（滋賀県のホ
ームページ）をご確認ください。

交付申請



交付決定

●事業開始



●事業終了後

実績報告

...

完了検査

※県補助金の金額の確定
（確定通知書の受領）



補助金支払

愛荘町

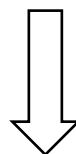
愛荘町新型コロナウイルス感染症対策経営力
強化支援事業補助金

※県補助金の金額の確定（確定通知書
の受領）後に、ご申請ください。

※滋賀県に提出された実績報告書（関係書類
含む）は、愛荘町の補助金の交付申請の際に、
必要となります。

愛荘町補助金の交付申請

必要な提出書類は表面をご確認ください。



補助金の交付決定（確定）・支払

※県の補助金と町の補助金は支払時期が異なります。